

令和8年神審第6号

裁 決
遊漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官江頭英夫出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和7年4月8日20時12分

福井県大島漁港

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

総 ト ン 数 9.7トン

全 長 17.11メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 422キロワット

3 事実の経過

(1) 大島漁港

大島漁港は、小浜湾北西部に位置する南方に向けて開口した漁港で、北部にえこあいらんどと呼称される人工島が整備され、同島南東方沖合には南西側から北東方に延びる一文字型の防波堤（以下「一文字防波堤」という。）が築造されていた。

また、福井県赤礁埼へ向かう海岸線には遊歩道が設けられていた。

(2) 設備等

Aは、平成10年9月に進水した、船体ほぼ中央に操舵室を設けたFRP製遊漁船で、同室中央に舵輪、舵輪左舷側に機関計器パネル、舵輪前方に左舷側から自動操舵装置、GPSプロッター、レーダー、魚群探知機及び潮流計を、舵輪右舷側にはGPSコンパスからの信号に追従するコンパス及び機関遠隔操縦レバーを備え、操舵室右舷側の出入口扉上方には、舵の遠隔操縦用のコントローラー（以下「リモコン」という。）が吊り下げられていた。

自動操舵装置は、5つの操舵モードがあり、舵輪で操舵する「手動」、リモコンで操舵する「遠隔」、リモコンで操舵を行い、リモコンのダイヤルを中央の位置に戻せばそのときの針路を保持する「自動A」、操作パネル右側の針路設定ダイヤルを用いて針路の設定を行い、設定した針路を保持する「自動B」及びGPSプロッターで設定した地点に針路を向ける「航法」の順に、設定ツマミを回転させて切り替えることができた。

設定ツマミを「手動」または「遠隔」の位置から「自動A」に切り替えたときにリモコンのダイヤルが中央となっていない場合は、「遠隔」モードとなってリモコンが指示する舵角がとられ、設定針路から外れていくことがあり、a受審人は、「自動A」に切り替え

たときに設定したはずの針路から船首方位がずれて保針できなくなったことを経験していた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、釣り客8人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.4メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和7年4月8日20時00分大島漁港を発し、同漁港北東方沖合にある東グリの釣り場に向かった。

a受審人は、出航して間もなく、浮遊物が推進器翼に巻き付いたことを認め、一文字防波堤北方沖合で停船して船尾甲板に移動し、同甲板下にある推進器点検口を開けて浮遊物の除去を行ったのち、同口付近にたまった海水を航行しながら排出することとして推進器点検口を開けたまま釣り場に向けて発進した。

a受審人は、レーダー及びGPSプロッターを作動させて操縦に当たり、20時10分少し前赤礁埼灯台から277度（真方位、以下同じ。）1,230メートルの地点で、船首を福井県小浜市の街明かりに向けて針路を144度に定め、12.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、船首方に他船を見掛けなかったので、20時10分少し過ぎ赤礁埼灯台から271度1,120メートルの地点に至って自動操舵装置を「手動」から「自動A」に切り替えたつもりで、同装置の切替え状況を確認しないまま、推進器点検口を閉鎖するために操舵室を出て船尾甲板へ向かった。

a受審人は、リモコンのダイヤルが僅かに左にとられて「遠隔」モードとなり、20時11分僅か前赤礁埼灯台から262度930メートルの地点に達し、船首が105度を向いていたとき、赤礁埼西方の陸岸が左舷前方400メートルのところとなり、その後緩や

かに左転しながら同岸に向かって接近する状況であったが、推進器点検口を閉鎖することに気をとられ、GPSプロッターで赤礁埼西方の陸岸との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、赤礁埼西方の陸岸に向かって左転を続け、20時12分少し前推進器点検口の閉鎖を終えて周囲を確認したところ、同岸に向かって接近していることに気付き、操舵室に戻って機関を後進としたものの、及ばず、20時12分赤礁埼灯台から268度560メートルの地点において、Aは、船首が044度を向き、5.5ノットの速力となったとき、赤礁埼西方の陸岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の北西風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

乗揚げの結果、船首船底外板に破口、推進器翼に曲損等を、赤礁埼西方の陸岸は遊歩道の防護柵に曲損等をそれぞれ生じたが、のちいずれも修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚げは、夜間、大島漁港において、釣り場に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、緩やかに左転しながら赤礁埼西方の陸岸に向かって接近したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、大島漁港において、釣り場に向けて航行する場合、赤礁埼西方の陸岸に乗り揚げることのないよう、GPSプロッターで同岸との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、推進器点検口を閉鎖することに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、緩やか

に左転しながら赤礁埼西方の陸岸に向かって接近して同岸への乗揚を招き、船体及び陸岸の遊歩道それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 8 年 5 月 2 0 日

神戸地方海難審判所

審判官 田 之 上 輝 美